

四日市市病院管理規程第1号

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月20日

四日市市病院事業管理者 一宮 恵

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程
市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程（平成17年四日市市病院管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表（第2条関係）				
種類	勤務内容	区分	手当額	備考
行旅病人及び死亡人処理手当	看護師が死体処理に従事したとき。	1件	1,000円	
感染危険手当	助産師、看護師（これに準ずる者を含む。）、臨床工学士が市立四日市病院に勤務したとき。	日額	660円	ただし、病院事業管理者が、著しく危険性又は特殊性が高いと認めた業務に従事したときは、
	その他の職員が市立四日市病院に勤務したとき。	日額	270円	540円以内の額を加算することができる。
診療放射線取扱・感染危険手当	診療放射線技師及びこれに準ずる者（看護師を除く。）が、放射線を取り扱う業務に従事したとき。	日額	500円	
解剖手当	医師、臨床検査技師及び看護師が死	1件	2,000円	

	体解剖に従事したとき。			
分娩手当	産婦人科医師が分娩業務に従事したとき。	1件	20,000円	母体数を件数とする。
ハイリスク分娩手当	産婦人科医がハイリスク分娩業務に従事したとき。	1件	20,000円	母体数を件数とし、分娩手当に加算する。
分娩指導手当	分娩業務に従事するとともに医師免許取得後3年目から5年目の医師に分娩指導を行ったとき。	1回	10,000円	1母体につき1回とする。
夜間看護手当	二又は三交替する助産師及び看護師等が、勤務の一部又は全部が深夜において看護等の業務に従事したとき。	1回	4,000円	その勤務が深夜の全部を含む勤務である場合
		<u>8回を超え12回までの場合</u>	<u>夜間看護手当の支給を受ける勤務の回数</u> が1か月において <u>8回を超える勤務の回数</u> 1回につき <u>手当額の5割</u> を加算し支給する。	8,000円 二又は三交替しない助産師及び看護師等の場合 3,500円

		<u>1 2 回を 超える場 合</u>	<u>夜間看護手当 の支給を受け る勤務の回数 が1か月にお いて1 2 回を 超える勤務の 回数1 回につ き手当額の1 0 割を加算し 支給する。</u>	
<p>日額をもって支給するものについては、特別に定めるものを除き、1日につき二つ以上異なった業務に従事しても併給せず、手当額の高額なもののみを支給する。</p>				

改正前				
別表（第2条関係）				
種類	勤務内容	区分	手当額	備考
行旅病人及び死亡 人処理手当	看護師が死体処理 に従事したとき。	1 件	1, 0 0 0 円	
感染危険手当	助産師、看護師（こ れに準ずる者を含 む。）、臨床工学 技士が市立四日市 病院に勤務したと き。	日額	6 6 0 円	ただし、病院事 業管理者が、著 しく危険性又は 特殊性が高いと 認めた業務に従 事したときは、
	その他の職員が市 立四日市病院に勤 務したとき。	日額	2 7 0 円	5 4 0 円以内の 額を加算するこ とができる。
診療放射線取扱・ 感染危険手当	診療放射線技師及 びこれに準ずる者 （看護師を除く。）	日額	5 0 0 円	

	が、放射線を取り扱う業務に従事したとき。			
解剖手当	医師、臨床検査技師及び看護師が死体解剖に従事したとき。	1 件	2, 000 円	
分娩手当	産婦人科医師が分娩業務に従事したとき。	1 件	20, 000 円	母体数を件数とする。
ハイリスク分娩手当	産婦人科医がハイリスク分娩業務に従事したとき。	1 件	20, 000 円	母体数を件数とし、分娩手当に加算する。
分娩指導手当	分娩業務に従事するとともに医師免許取得後3年目から5年目の医師に分娩指導を行ったとき。	1 回	10, 000 円	1 母体につき1 回とする。
夜間看護手当	2 又は3 交替する助産師及び看護師等が、勤務の一部又は全部が深夜において看護等の業務に従事したとき。	1 回	4, 000 円	その勤務が深夜の全部を含む勤務である場合 8, 000 円 2 又は3 交替しない助産師及び看護師等の場合 3, 500 円
日額をもって支給するものについては、特別に定めるものを除き、1 日につき二つ以上異なった業務に従事しても併給せず、手当額の高額なもののみを支給する。				

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。